

第210期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場 所

静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階
コンベンションホールA

<新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、健康状態にかかわらず、**ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。**

この場合には、郵送又はインターネット等によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

会場内は、株主さま同士の間隔を十分に空けて座席を配置いたします。これにより、会場に入りきれない場合には、入場をお断りすることがありますのでご了承ください。

なお、**今後の状況により、会場の変更など株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載いたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。**

「ネットで招集」で議決権行使が簡単に行えます



Provided by TAKARA Printing

スマートフォン等の端末からも招集ご通知がご覧いただけます!

「QRコード」または
<https://s.srdb.jp/8358/>
よりアクセスできます。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

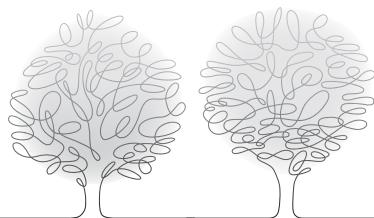
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは3頁～4頁へ

あってよかった、 出会えてよかった、 と思われる存在でありたい。

どんなに時代が変わろうとも、どんなに時が経とうとも、
お客さま視点に立ったサービスを追求するとともに、
お客さまの人生に寄り添い、
必要とされる価値と、豊かな暮らしを提供します。



〈私たちの想い〉

私たちは、何よりもお客さまのことを考える銀行でありたい。

お客さまの声に真摯に耳を傾けて、スルガならではの付加価値を提供することで、お客さまから「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在を目指します。

お客さまに心から満足していただくためには、サービスを提供する社員がやりがいを感じていることが不可欠です。

お客さまからだけでなく、社員にとっても、「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在になりたい、という想いを込めています。

目次

第210期定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
<hr/>	
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	5
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	12
<hr/>	
事業報告	
第210期事業報告	22
<hr/>	
計算書類等	
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告書	61

証券コード：8358

2021年6月11日

株主各位

静岡県沼津市通横町23番地

 スルガ銀行株式会社

取締役社長 嵯峨行介

第210期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第210期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますことから、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）営業時間の終了時（午後5時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁から4頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

2. 場 所 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階 コンベンションホールA

※新型コロナウイルス感染の状況により、会場の変更が生じる可能性があり、その場合、開始時間も調整する場合がございます。会場の変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.surugabank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** (1) 第210期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容及び会計監査人並びに監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第210期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたってのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の際に議案に対する賛否の表示をされない場合は、当社は議案に対し賛成の意思表示をされたものとして取扱いさせていただきます。
- (2) 書面による議決権の行使が重複してなされた場合は、当社は最後に当社に到達したものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いさせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知いただくことが必要となります。

以上

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類、連結計算書類監査報告書謄本及び監査報告書謄本は、「添付書類」のとおりであります。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「当社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎本株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容とすべき事項について修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承願います。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、当社定款第18条により、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。代理人による議決権の行使のためには、代理権を証明する書面のご提出が必要です。

当日ご出席される株主さまへ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。
- ◎ご出席の株主さまへのお土産は、第206期から廃止しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、議決権行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

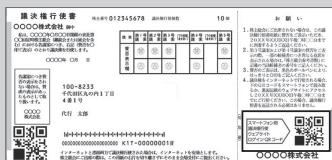
議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時送信分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

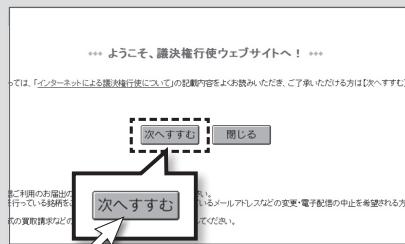
※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使ウェブサイトへのアクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次へすすむ」をクリック



⚠️ ご注意事項

- ▶ 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料及び通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。
- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本総会終了時まで大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問合わせくださいませうようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間：9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

機関投資家の 皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会でも検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	さ が こう すけ 嵯 峨 行 介	代表取締役社長 経営管理本部管掌	再任	18/18回 (100%)
2	か とう こう すけ 加 藤 広 亮	代表取締役副社長 CCO 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場金融部管掌	再任	12/12回 (100%)
3	つつみ とも あき 堤 智 亮	常務取締役 審査本部・融資管理本部管掌	再任	18/18回 (100%)
4	と や とも き 戸 谷 友 樹	取締役 営業本部・業務管理本部管掌	再任	12/12回 (100%)
5	みね むら ゆう ご 峯 村 悠 吾	取締役 総合企画本部管掌	再任	12/12回 (100%)
6	くさ き より ゆき 草 木 頼 幸	社外取締役	再任 社外 独立	12/12回 (100%)

(注) 取締役候補者 加藤広亮氏、戸谷友樹氏、峯村悠吾氏及び草木頼幸氏は、2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の回数を記載しております。

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さ が こう すけ 嵯 峨 行 介 (1964年7月2日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 取締役会への 出席状況 18/18回 (100%)	1987年 4月 株式会社リクルートコスモス（現 株式会社コスモスイニシア）入社 2006年 6月 同社取締役（経理財務担当） 2010年11月 株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現 株式会社イデラキャピタルマネジメント） 取締役兼常務執行役員 2012年 9月 同社取締役副社長 2012年11月 同社代表取締役社長 2016年 3月 S Gホールディングス株式会社経営基盤強化担当理事 2018年 6月 同社取締役経営企画担当 2019年 6月 当社取締役副社長 総合企画本部・営業本部管掌 2019年10月 代表取締役副社長 総合企画本部・営業本部管掌 2020年 6月 代表取締役社長（現職） 経営管理本部管掌 現在に至る	0 株
取締役候補者とした理由 複数の企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、代表取締役社長として中期経営計画の推進や業務改善計画の遂行、新型コロナウイルス感染症への対応等、リーダーシップを発揮し、当社の重要な業務執行に取り組んでおります。この実績を踏まえ、引き続き、中期経営計画等を着実に実行していくことが、当社の企業価値の向上に資するところが大きいと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>かとうこうすけ 加藤 広 亮 (1966年3月15日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会への 出席状況 12/12回 (100%)</p>	<p>1989年 4月 日本生命保険相互会社入社 1997年 3月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2003年 7月 同社パートナー 2010年 1月 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター 2013年10月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランスカンパニー オブ コロンバス (現 アフラック生命保険株式会社) 執行役員 2016年 1月 同社常務執行役員 2018年 8月 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社代表取締役社長 2020年 6月 当社代表取締役副社長 CCO (現職) 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場金融部管掌 現在に至る</p>	0 株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>豊富な企業経営の経験と知識を活かして、代表取締役副社長として、中期経営計画の推進や業務改善計画の遂行、新型コロナウイルス感染症への対応等、重要な業務執行に取り組んでおります。総合企画本部、コンプライアンス統括部、システム部、市場金融部を管掌するとともに、CCO (チーフ・コンプライアンス・オフィサー) として、当社のコンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンスの強化に誠実かつ適切に業務を果たしております。この実績を踏まえ、当社の企業価値の向上に資するところが大きいと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	つつみ とも あき 堤 智 亮 (1966年11月23日生) 再任 取締役会への 出席状況 18/18回 (100%)	1990年 4月 当社入社 2010年 4月 経営企画部統合リスク管理部長 2013年 4月 伊東支店長 2014年 4月 経営管理部統合リスク部長 2017年 4月 執行役員 審査部長 2018年12月 上席執行役員 審査本部長 2019年 6月 取締役 上席執行役員 審査本部長 審査本部・融資管理本部・市場金融部管掌 2020年 6月 常務取締役 (現職) 審査本部・融資管理本部管掌 現在に至る	3,300 株
取締役候補者とした理由 当社保有リスクの大宗を占める信用リスクのコントロールに対する豊富な経験と高い見識を有しており、リスク・リターンの適正なコントロールを行っております。リスクをコントロールしながらリテールバンキングを推進していくという観点から、引き続き必要不可欠な人財であると判断し、取締役候補者いたしました。			
4	と や とも き 戸 谷 友 樹 (1966年3月11日生) 再任 取締役会への 出席状況 12/12回 (100%)	1989年 4月 当社入社 2006年 4月 秦野支店長 2015年 4月 カスタマーサポート本部パーソナルファイナンス部長 2016年 6月 経営企画部キャスティング部長 2018年 9月 執行役員 人事部長 2018年10月 執行役員 営業本部長 2019年 4月 執行役員 営業本部長兼神奈川コミュニティ・バンク長 2020年 5月 執行役員 営業本部長 2020年 6月 取締役 (現職) 営業本部・業務管理本部管掌 現在に至る	2,400 株
取締役候補者とした理由 営業本部長として現場に精通しており、業務改善計画や中期経営計画に基づき、営業体制の再構築や営業戦略の推進を着実に進めております。お客さま本位の業務運営に基づく営業及び中期経営計画を推進するため、引き続き必要不可欠な人財であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	<p>みね むら ゆう ご 峯村悠吾 (1977年6月28日生)</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</p> <p>取締役会への 出席状況 12/12回 (100%)</p>	<p>2000年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2005年 2月 みずほ証券株式会社入社</p> <p>2008年 3月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社</p> <p>2010年 8月 S M B C日興証券株式会社入社</p> <p>2016年 3月 インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク入社</p> <p>2017年 1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 執行役員</p> <p>2020年 6月 当社取締役（現職） 総合企画本部管掌 現在に至る</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>金融・不動産投資分野に対する知見とネットワークを有しており、当社のリスク管理において、適切に業務を果たしております。また、アライアンス推進担当として顧客接点の拡大にも貢献しており、引き続き必要不可欠な人財であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	<p data-bbox="258 470 465 556"> <small>くさきよりゆき</small> 草木 頼 幸 (1958年3月31日生) </p> <p data-bbox="258 565 465 601"> <input type="checkbox"/>再任 <input type="checkbox"/>社外 <input type="checkbox"/>独立 </p> <p data-bbox="299 625 424 731"> 取締役会への 出席状況 12/12回 (100%) </p>	<p data-bbox="492 220 1179 1010"> 1980年 4月 大和証券株式会社入社 1999年 7月 大和証券S Bキャピタル・マーケッツ株式会社 事業法人第一部部長 2002年 7月 同社事業法人第三部長 2004年 5月 同社執行役員事業法人担当 2005年 4月 同社執行役員事業法人第三部担当 2006年 4月 同社執行役員事業法人第二部担当兼事業法人第 三部担当 2007年 4月 同社常務執行役員事業法人第三部担当兼事業法 人第四部担当 2008年 4月 同社常務執行役員事業法人担当 2009年 4月 大和証券株式会社専務取締役営業本部長 2012年 4月 同社代表取締役副社長営業本部長兼大和証券グ ループ本社執行役員副社長リテール部門副担当 2016年 4月 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役 社長兼株式会社大和総研代表取締役社長兼株式 会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取 締役社長兼株式会社大和証券グループ本社執行 役員副社長シンクタンク担当 2020年 4月 株式会社大和総研ホールディングス顧問（現株 式会社大和総研）（現職） 2020年 6月 当社社外取締役（現職） 現在に至る </p>	0株
<p data-bbox="250 1037 855 1062">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p data-bbox="250 1067 1345 1191">証券業界での長年の経験を有し、大和証券株式会社代表取締役副社長、株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、引き続きその知見を活かした監督と助言を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1 草木頼幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 草木頼幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。草木頼幸氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、草木頼幸氏との取引はありません。
- 3 草木頼幸氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって1年間です。

- (注)・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
- ・当社は、草木頼幸氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。草木頼幸氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会にて決定しており、また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	いた くら かず まさ 板 倉 一 真	執行役員 営業本部 静岡コミュニティ・バンク長	新任	-
2	の げ 野 下 え み	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立	18/18回 (100%)
3	なめ かた よう いち 行 方 洋 一	社外取締役監査等委員	再任 社外 独立	18/18回 (100%)

監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	いた くら かず まさ 板 倉 一 真 (1964年10月24日生) 新任	1988年 4 月 当社入社 2002年 4 月 ドリームプラザ港北センター長 2002年10月 名古屋ハウジングローンセンター長 2004年 4 月 藤沢ハウジングローンセンター長 2006年10月 審査部審査第二 部長 2011年 4 月 掛川支店長 2015年 4 月 審査部審査第二 審査第三 統括部長 2017年 4 月 審査部審査第二東京部長 審査第二CH部長 2017年 6 月 業務部オペレーションセンター 副部長 2018年 4 月 焼津支店長 2018年10月 執行役員 営業本部静岡コミュニティ・バン 長 (現職) 現在に至る	3,089 株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>審査第二部長や業務部オペレーションセンター副部長、営業店長及び静岡コミュニティ・バンク長を歴任し、銀行の業務執行に関する知識及び経験を有しております。当社の業務に精通した板倉一真氏を常勤監査等委員とすることは、経営の監査・監督機能の強化に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

(注) 1 板倉一真氏の所有する当社の株式数は、2021年3月末日現在のスルガ銀行持株会を通じての保有分であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>の 野 下 え み (1970年1月17日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への 出席状況 18/18回 (100%)</p>	<p>1993年 4月 司法修習生 (第47期)</p> <p>1995年 4月 検察官任官</p> <p>2006年 3月 弁護士登録</p> <p>2006年 3月 ふじ合同法律事務所入所 (現職)</p> <p>2012年 4月 東京労働局東京紛争調整委員</p> <p>2017年 4月 東京簡易裁判所調停委員 (現職)</p> <p>2018年 6月 当社社外監査役</p> <p>2019年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現職)</p> <p>現在に至る</p>	0 株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>弁護士としての職歴に加え、検察官としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。往査等を積極的に実施し、取締役会においても、有益かつ率直な意見・提言をし、当社意思決定の健全性と透明性に寄与しております。また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表して監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に生かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2 候補者野下えみ氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。野下えみ氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、野下えみ氏との取引はありません。

3 野下えみ氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって2年間です。なお、監査等委員である取締役就任前の監査役の就任期間は1年間です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>なめ かた よう いち 行 方 洋 一 (1969年3月21日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への 出席状況 18/18回 (100%)</p>	<p>1996年4月 弁護士登録 1999年8月 メリルリンチ日本証券株式会社入社 2003年5月 金融庁入庁 2008年1月 東京青山・青木・狛法律事務所入所 2009年8月 ブレークモア法律事務所入所 2013年8月 行方国際法律事務所 代表弁護士（現職） 2018年6月 当社社外監査役 2019年3月 LINE株式会社（現Aホールディングス株式会社）社外監査役 2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現職） 2020年3月 LINE Pay株式会社社外監査役（現職） 2021年2月 LINE株式会社 社外監査役（現職） 現在に至る</p>	0株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 長年金融分野を中心としたコンプライアンス、内部統制、ガバナンスに関する業務に従事し、その分野に豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。取締役会の議長として、的確に議事整理を行っており当社意思決定の健全性と透明性に寄与しております。また、旧経営陣との訴訟において、当社を代表して監査等委員として対応しております。この実績を踏まえ、今後もその経験を経営の監査・監督強化に生かすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注) 1 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者行方洋一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。行方洋一氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。当社はLINE Pay株式会社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であり、独立性に影響を与える恐れはありません。
- 3 行方洋一氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって2年間です。なお、監査等委員である取締役就任前の監査役の就任期間は1年間です。

- (注) ・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
- ・当社は、野下えみ氏及び行方洋一氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。野下えみ氏及び行方洋一氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。

以上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針について

当社は、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」の実現に向けて、役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を制定し、実践することにより、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の醸成に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に取り組み、株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。
取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全で倫理的な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
3. 「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げ、法令やルールのみならず社会規範や銀行の公共性に鑑みた誠実な行動を行います。当社は、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行います。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。
4. 監査等委員会設置会社制度のもと、取締役会の監督機能を図るとともに、監視体制の強化を通じて、経営の透明性・客観性を高めてまいります。また、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するための体制を整備します。
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社又はその関連会社の業務執行取締役若しくは執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、又は、その就任前10年間において当社又はその関連会社の業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者である者
3. 当社又はその関連会社と重要な取引関係等がある会社又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者である者

※重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

- (1) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上である取引等
- (2) 当社又はその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

※重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目又はその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。

4. 当社又はその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上上の2%以上を当社又はその関連会社からの受取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
5. 当社・連結子会社等の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
6. 当社・連結子会社等から過去3年平均にて年間1,000万円又は当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
7. 上記2から6について、過去5年間において該当する場合
8. 配偶者又は2親等以内の親族が上記1から6までのいずれかに該当する者
9. 当社又はその関連会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくはその子会社等の業務執行者である者
10. その他、当社の一般株主全体との間で上記1から9までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(ご参考) 役員候補者の指名の方針・手続きについて

当社は、経営幹部、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の条件として、企業理念に共感し、当社の事業ビジョンを先導して企業価値を向上していくために、コンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営の実現及び健全な組織風土・企業文化を醸成し、リーダーシップをとって経営にあたることや、当社の経営者としてふさわしい資質、能力及び知識・経験を備えていることとしています。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続については、客観性・透明性の高いプロセスとして、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、会社の状況・業績等を踏まえ、十分に審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会は、これを尊重し、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を経て決定することとしています。

代表取締役の選任・解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会からの諮問に応じ、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、適正について、十分な時間と資源をかけて審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会はこれを尊重して決定することとし、客観性・適時性・透明性ある手続きとしています。

(ご参考)**■ 政策保有に関する方針**

- ・当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策投資目的で保有する株式（以下「政策保有株式」といいます。）の残高削減を方針とします。
- ・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策保有株式を保有します。
- ・取締役会は、全ての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断します。

■ 個別株式の保有適否に関する検証

- ・当社は、全ての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性及び資本コスト等の定量的指標に基づく経済合理性（リスク・リターン）を、取締役会等で検証してまいります。

■ 政策保有株式に係る議決権行使基準

- ・当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行企業の経営方針、ガバナンス、業容などを勘案したうえで、当社にとっての中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、当社は議決権の行使にあたり、企業価値の大きな毀損につながるものが想定される議案や、特別な注意を要する場合は、必要に応じて個別に発行会社との対話等を行い、賛否を判断しています。

(ご参考)

【ダイバーシティ（女性の活躍などの多様化）への対応について】

女性の活躍推進

- (1) 管理職への積極採用（女性部店長25名）
- (2) 女性社員の長期的なキャリア形成支援（社内・社外研修への参加者増加）
- (3) A S・パートタイマーに対し、正規雇用への転換試験を実施しキャリアアップを支援
- (4) ロールモデルを示し、働き方の多様性を広げるため、様々なテーマにおける座談会を定期開催

<女性活躍推進行動計画>

項目	内容
計画期間	2020年4月1日～2022年3月31日
目標	① 役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する。 ② 男女の平均勤続年数の差異95%以上とする。
主な取組内容	(1) 女性社員の長期キャリアを形成するため、家庭と仕事の両立を支援する。 (2) 女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

目標数値	2021年3月時点（2020年3月時点）
役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する。	30.9%（30.9%）
男女の平均勤続年数の差異95%以上とする。	92.8%（94.6%）

<参考指標>

項目	当社数値	() 内昨年度	基準等 ※2
(1) 管理職に占める女性比率 ※1	16.3%	(16.1%)	20%以上
(2) 男女の平均勤続年数の差異 ※1	92.8%	(94.6%)	70%
(3) 採用者に占める女性の割合 ※1	40.0%	(21.2%)	20%以上
(4) 正規雇用への転換数（2020年度）	10名	(16名)	

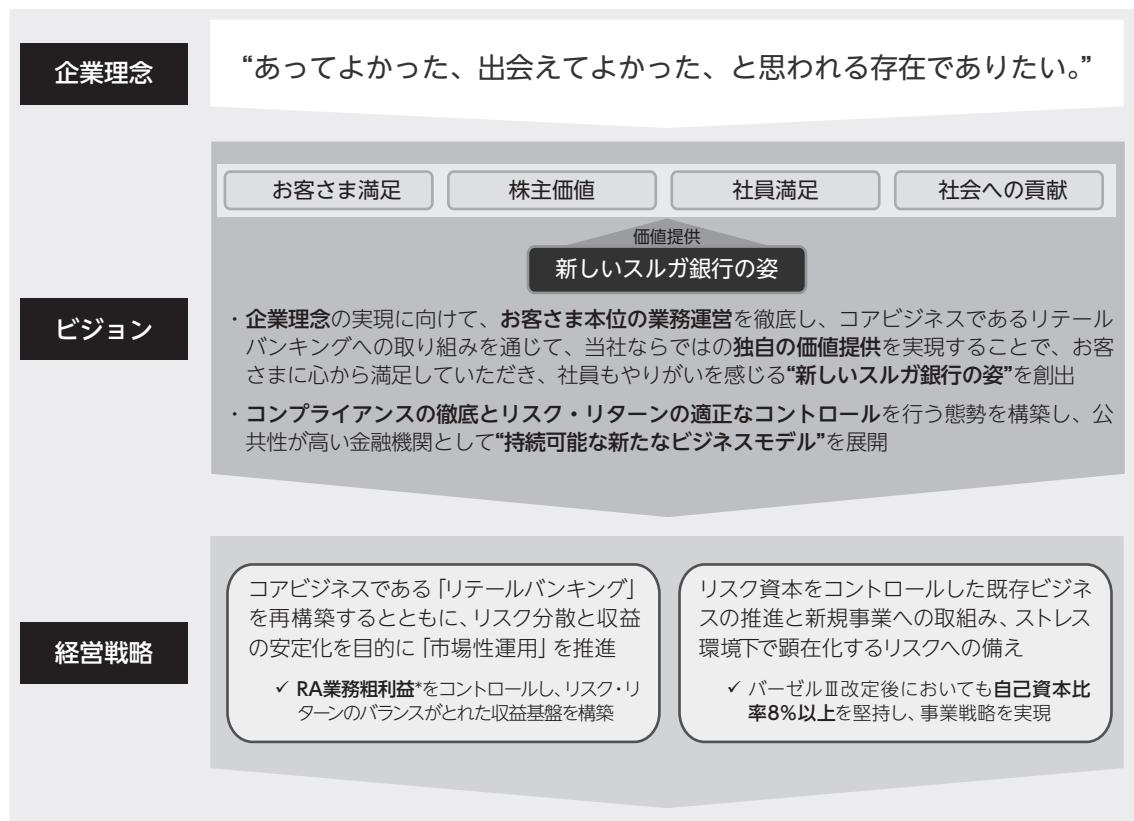
※1：女性活躍推進法において公表が義務付けられている基礎項目

※2：厚生労働省の一般事業主行動計画策定時における目安

【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】

1. 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて
 - (1) 結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応
 - (2) 産休育休制度の拡充（短時間勤務等の活用により育児期間の柔軟な働き方の実現）
2. 適正な労働時間管理による社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持に向けて
 - (1) パソコン使用時間の制限（システム管理）
 - (2) 時差出勤制度の利用促進・有給休暇の取得促進
 - (3) 業務革新における業務の効率化推進
 - (4) 年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施

■ スルガ銀行中期経営計画 “Re:Start 2025” (期間：2019年度～2025年度)



* RA (Risk Adjusted) 業務粗利益 = 業務粗利益 - 実質与信費用

■ 第1フェーズの基本戦略

環境認識

マイナス金利継続

- ✓ コスト削減、人員見直し
- ✓ 非金利ビジネスに注力

規制対応

- ✓ パーゼルⅢ改定
- ✓ 異業種参入による業際の見直し

Fintech対応

- ✓ システム化・省力化投資
- ✓ 異業種連携によるプラットフォーム化

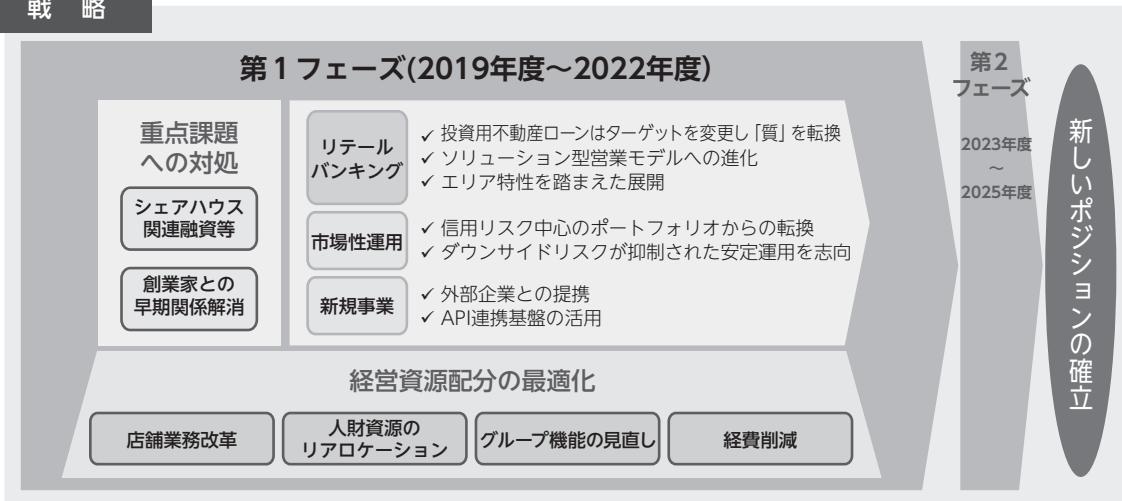
社会の変化

- ✓ 少子高齢化
- ✓ 都心集中

消費者の変化

- ✓ 相続・資産形成意識の向上
- ✓ 労働力・働き方・サービスニーズの多様化

戦略



(定時株主総会招集ご通知添付書類)

第210期事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、保証業務、リース業務等の金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行)

当社においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券・投資信託の窓口販売等を行い、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

(その他)

連結子会社における主な業務は、スルガスタッフサービス株式会社の人材派遣業務、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・リース業務・保証業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社の投資業務、スルガコンピューターサービス株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務であります。

【金融経済環境】

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令を受けて大きく落ち込み、4 - 6月期実質GDP成長率はマイナス29.3%となりましたが、その後の迅速かつ大規模な経済対策及び金融緩和政策により底割れを回避しました。

経済活動に目を向けると、いち早く新型コロナウイルス感染症拡大の封じ込めに成功した中国経済の回復を受け、外需は戻りが早かった一方、内需においては新型コロナウイルス感染症拡大の第2波や2021年1月の緊急事態宣言再発令などを受け、非常に厳しい状況が続きました。

このような経済環境のもと、期初18,000円台であった日経平均株価は、世界の株式市場が大規模金融緩和の影響から過剰流動性相場の様相を呈したことを受け、米国株に遅れながらも景気回復期待の高まりとともに上昇を続け、2月にはバブル期以来の3万円台を回復しました。その後は米国景気の早期回復期待を織り込む展開から米国の長期金利が上昇したことなどを受け調整する場面もありましたが、期末は29,000円台まで回復しました。

外国為替市場は、期初1ドル107円台で始まりましたが、各国で積極的な金融政策、財政政策が打たれたことを背景に、市場では5月以降はリスク選好の動きが強まり、相対的に安全資産

とされる米ドルと円がともに売られる中、日米の長期金利差の縮小を背景にじりじりと円高ドル安が進行し、1月には1ドル102円台をつけました。その後は米国における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展などを要因に、米国の景気回復期待を織り込む展開から米長期金利が上昇すると、一転してドルが買われ、3月には1ドル110円台まで円安ドル高が進行し、期末を迎えました。

本邦長期金利は、期初マイナス0.005%で始まり、大規模な財政政策実施により国債の発行額増加が意識され上昇する場面もありましたが、日本銀行による追加緩和策が発表されたことなどから、その後は低位安定して推移しました。1月に入り新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展による世界経済の早期回復に期待が高まったことに加え、3月の日銀金融政策決定会合での金融緩和政策の見直しの可能性が意識されると、2月には0.170%まで上昇しました。その後の会合では、改めて現在の金融緩和政策が継続されると示されたことから0.100%付近まで低下し、期末は0.120%となりました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような金融経済情勢のなか、当社は、当連結会計年度においては、期初から全国に緊急事態宣言が発令されるなか、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、当社の地元である静岡県・神奈川県内企業をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さま対応を第一優先に、事業を継続してまいりました。緊急事態宣言解除後は、E-mailやリモート面談等の非対面ツールを活用しながら、中期経営計画「Re:Start2025」で目指す“持続可能な新たなビジネスモデル”を構築すべく、営業活動を推進しております。

また、中期経営計画の重点課題としている「シェアハウス関連融資等」への対応としては、2021年3月1日に第2陣のシェアハウス関連融資債権の一括譲渡を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの事業の成果は次のとおりとなりました。

預 金 当連結会計年度末残高は、前年度末比411億49百万円増加し、3兆2,459億40百万円となりました。また、個人預金を含めた個人預り資産残高は、前年度末比1,255億24百万円増加し、2兆7,437億50百万円となりました。

貸 出 金 個人ローン残高の減少により、全体では、前年度末比1,832億78百万円減少し、2兆3,195億60百万円となりました。

有価証券 当連結会計年度末の有価証券残高は、前年度末比1,334億86百万円増加し、2,673億46百万円となりました。

損 益 経常収益は、貸出金利息の減少による資金運用収益の減少等により、前年度比182億17百万円減少し、997億91百万円となりました。経常費用は、与信費用の増加等により、前年度比4億32百万円増加し、766億77百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比186億50百万円減少し、231億13百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比38億91百万円減少し、214億33百万円となりました。

なお、業務提携先との進捗につきましては、2020年5月に株式会社ノジマと基本合意書を締結し、(1)リテールテックの共同事業化、(2)両社の顧客基盤を活用したオンラインサービス及びフィンテック事業の共同展開、(3)両社店舗での相互商材の販売、販売促進等の営業戦略面でのタイアップ、(4)スルガ銀行の顧客等に対するノジマ店舗での割引等の提供による、ノジマの商品・サービスのクロスセル、(5)首都圏・東海地域を中心とする地域の活性化、について具体的な協議を進めてまいりました。

営業店舗につきましては、中期経営計画「Re:Start2025」で掲げる構造改革の一環として、店舗業務機能の見直しに取組み、当事業年度は首都圏エリア3店舗、広域エリア3店舗、神奈川エリア1店舗の店舗統廃合を実施いたしました。具体的には、「仙台支店」「川崎支店」を「東京支店」に、「二子玉川支店」「たまプラーザ支店」を「渋谷支店」に、「広島支店」「京都支店」を「大阪支店」に、「慶應義塾大学出張所」を「湘南台支店」に、それぞれ統合をいたしました。

当期末の店舗数はインターネット支店の11店舗を含め123か店となっております。店舗外ATMにつきましては、当社の店舗外ATMのほか、「セブン銀行ATM」、「イーネットATM」、「タウンネットワークサービスATM」及び「イオン銀行ATM」を含め、当年度末41,954か所となりました。

自転車振興による地域活性化に向けた地元連携の基盤づくりとして、新たに地元企業を含めた6先との「自転車振興に関するパートナーシップ協定」を締結し、シティプロモーションやサイクリングイベントを実施してきました。シティプロモーションでは、自転車を通して地域の魅力を当社SNSとWebで発信する企画を、神奈川県平塚市（ひらつかLaLaぽた）や美しい伊豆創造センター（自転車でゆるく楽しむ大人の伊豆）、大井川流域サイクルツーリズム協議会（RIDE Oigawa）、伊豆急行株式会社（伊豆ぽた）と共同で展開し、自転車で巡る同地域の観光スポット情報を発信いたしました。また、大型のサイクリングイベントでは、新型コロナウイルス感染症拡大状況を鑑み、業務提携先「一般社団法人ルーツ・スポーツ・ジャパン」が開催する期間分散型サイクリングキャンペーン「サイクルボール 富士いち」「サイクルボール 伊豆いち」「ツー

ル・ド×伊豆沼津」への特別協力をいたしました。その他のサイクリングイベントとしては、「JCGAサイクリングツアーCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」に準拠した運営方法のもとで各自治体と協力し少人数制のプレミアムライドイベントを37回開催いたしました。今後も、静岡県・神奈川県各地域の皆さまとともに、地域観光資源を活用したサイクルツーリズムの推進や、自転車の機動性を活かした細やかな観光情報の発信を通じて、交流人口の拡大と地域の活性化に貢献してまいります。

【企業集団の対処すべき課題】

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、個人や企業の経済活動が大きく制限され、さまざまな領域への甚大な被害が及んでおります。日本においても2021年1月7日に2度目の緊急事態宣言が発令され、経済社会活動の停滞、景気後退の懸念など、広範囲に影響が及んでおります。このような状況下において、当社は「お客さま本位」を基本とし、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けたお客さまからのご融資に係るご相談に迅速かつ柔軟に対応し、地域経済活動を支援する金融機関として、金融仲介機能を発揮してまいりました。当社は、引き続き、お客さまが抱えるご不安や課題に真摯に向き合い、課題解決のための金融仲介機能の向上を図り、地域に貢献してまいります。

2019年11月に策定した中期経営計画「Re:Start2025」では、お客さま本位の業務運営を徹底し、リテールバンキングを通じた独自の価値提供により、お客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供を行う“新しいスルガ銀行の姿”を創出することをビジョンに掲げております。このビジョンの実現に向け、当社は長年築き上げてきた独自のインフラとノウハウに新たな視点を加え、ミドルリスク・ミドルリターンのリテールバンキングを展開し、コンプライアンスの徹底とリスク・リターンの適正なコントロールを行う態勢の整備により、公共性が高い金融機関として“持続可能な新たなビジネスモデル”を構築してまいります。

当社の重点課題となっているシェアハウス関連融資問題については、終局的解決に向け、2021年3月1日に東京地方裁判所の調停委員会の調停勧告に基づき、2回目のシェアハウス関連融資債権の一括譲渡を実施いたしました。当社は、引き続き、「シェアハウス等顧客対応室」にて、お客さまの個別の状況に応じて真摯に対応し、シェアハウス関連融資問題の解決に取り組んでまいります。

構造改革の一環として、店舗統廃合や、神奈川2店舗、静岡10店舗における昼休業の導入などを実施し、店舗の営業・業務の効率化を図っております。こうした取組みを通じた人財資源のリアロケーションにより、多様な営業スタイルによるお客さま接点の拡大と、業務・店舗運営コストの削減を両立させ、構造改革を実現してまいります。

当社はESG/SDGsを今後の重要な経営課題と位置づけております。これまでも各自治体と連携し、自転車振興を通して交流人口の拡大と地域の活性化に取り組んでまいりましたが、社会的課題が複雑化、多様化する中で、これからも創造性とイノベーションを発揮して課題の解決と経済

成長の両立を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆さま、お客さま、その他ステークホルダーの皆さま方には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

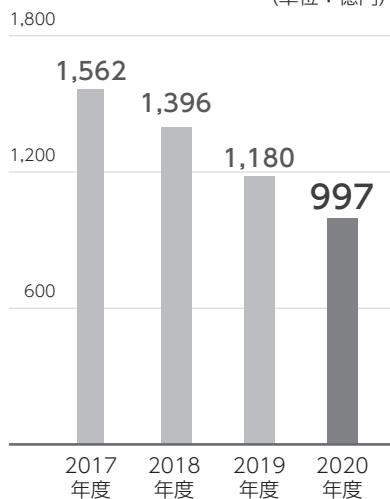
(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	156,278	139,635	118,008	99,791
経常利益又は経常損失(△)	10,525	△74,342	41,763	23,113
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	6,988	△97,146	25,324	21,433
包括利益	9,646	△99,947	15,192	30,036
純資産額	344,763	242,308	256,892	285,770
総資産	4,461,576	3,428,327	3,481,579	3,550,415
信託財産	1,668	1,627	1,460	1,376
信託報酬	0	0	0	0

(注) 2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」及び「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」が前年度比減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。

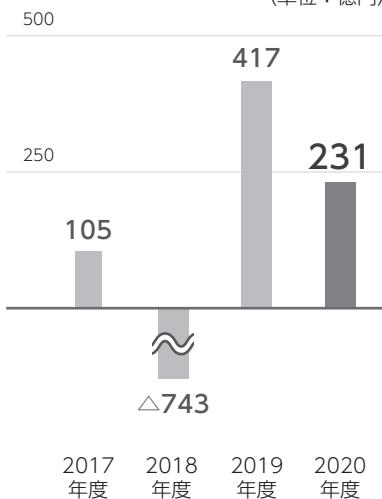
■ 経常収益

(単位：億円)



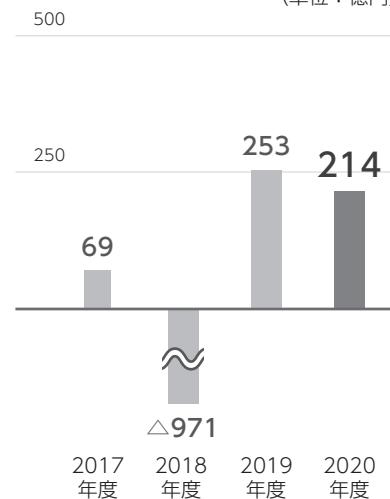
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：億円)



□ 当社の財産及び損益の状況

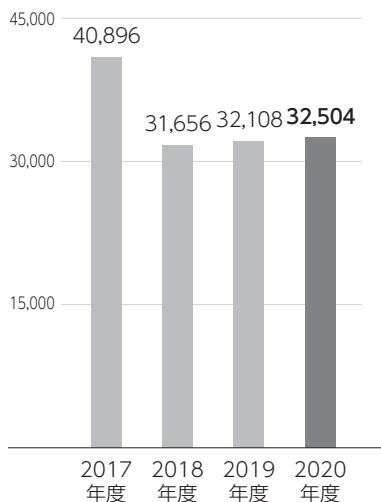
(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	4,089,649	3,165,680	3,210,823	3,250,483
定期性預金	2,387,445	1,645,098	1,706,649	1,739,482
その他	1,702,203	1,520,581	1,504,174	1,511,000
貸 出 金	3,245,978	2,898,864	2,496,157	2,310,982
個人向け	2,933,868	2,673,660	2,316,189	2,083,202
中小企業向け	203,606	178,996	128,100	159,042
その他	108,504	46,208	51,868	68,738
商品有価証券	86	167	180	103
有 価 証 券	136,822	136,166	137,729	270,439
国 債	—	—	2,518	—
その他	136,822	136,166	135,211	270,439
総 資 産	4,451,689	3,412,017	3,469,060	3,527,376
内 国 為 替 取 扱 高	14,731,564	14,432,745	13,055,568	11,489,163
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 6,406	百万ドル 1,222	百万ドル 1,104	百万ドル 2,249
経常利益又は経常損失(△)	8,670	△74,985	39,991	19,982
当期純利益又は当期純損失(△)	5,223	△97,016	24,474	18,941
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 銭 22.55	円 銭 △418.80	円 銭 105.65	円 銭 81.76
信 託 財 産	1,668	1,627	1,460	1,376
信 託 報 酬	0	0	0	0

- (注) 1 定期性預金は、「定期預金」から確定拠出年金定期を除き、「その他の預金」のうち外貨定期預金を含みます。
 2 2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」及び「当期純利益又は当期純損失(△)」が前年度比減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。

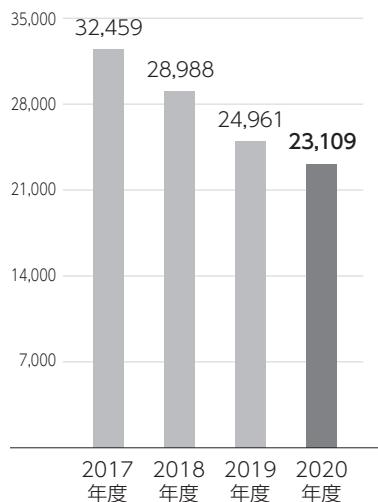
預金

(単位：億円)



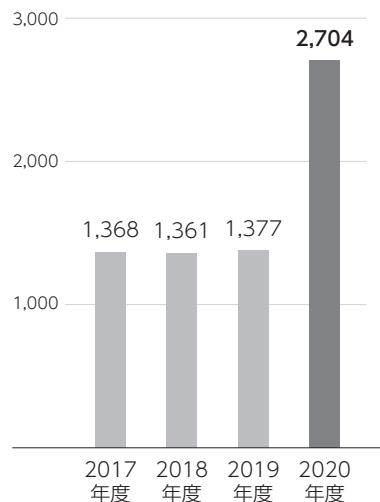
貸出金

(単位：億円)



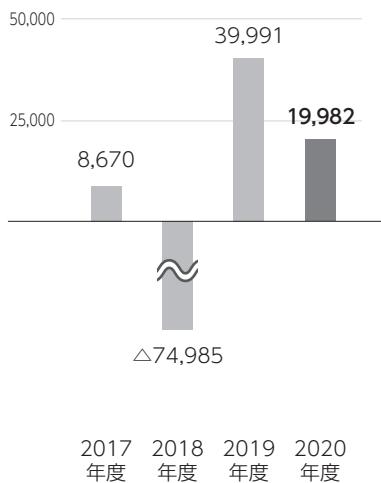
有価証券

(単位：億円)



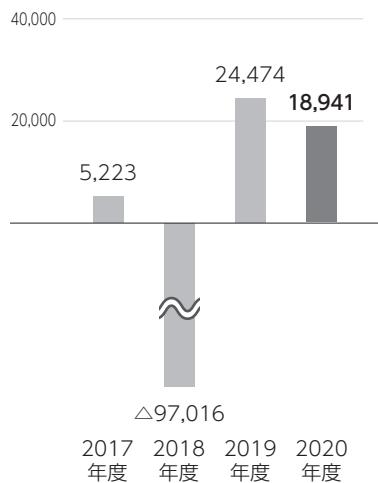
経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



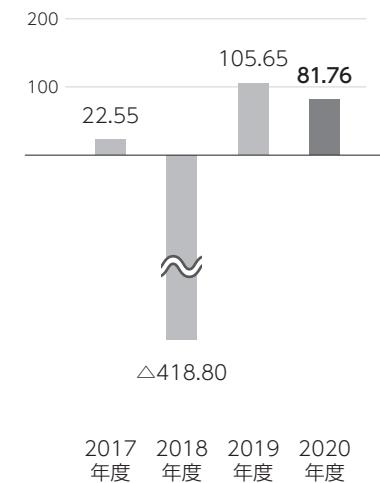
当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行	そ の 他
使 用 人 数	1,424人	260人

(注) 使用人数には、臨時雇員、嘱託等及び外部への出向者は含まれておりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,474人
平 均 年 齢	44歳3月
平 均 勤 続 年 数	20年2月
平 均 給 与 月 額	455千円

- (注) 1 使用人数には、臨時雇員及び嘱託等は含まれておりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 営業所数

	当 年 度 末
静 岡 県	76 店 (3) うち出張所
神 奈 川 県	36 (2)
東 京 都	5 (1)
北 海 道	1 (-)
埼 玉 県	1 (1)
千 葉 県	1 (1)
愛 知 県	1 (-)
大 阪 府	1 (-)
福 岡 県	1 (-)
合 計	123 (8)

(注) 上記のほか、店舗外ATMを41,954か所設置しております。当社の店舗外ATM145か所のほか、セブン銀行ATM23,830か所、イーネットATM12,213か所、タウンネットワークサービスATM260か所及びイオン銀行ATM5,506か所を含みます。

(ロ) 当年度新設営業所
当年度の新設営業所はありません。

(ハ) 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

(ニ) 当社が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ その他事業

スルガカード株式会社本社：東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行	775
その他	107
合計	883

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行	店舗改装等	404

ハ 重要な設備の処分、除却

重要な設備の処分、除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	資本金	当社が有 する子会 社等の議 決権比率
スルガスタッフ サービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	人材派遣業務	20 百万円	100.00%
ダイレクトワン 株式会社	静岡県沼津市大手町 五丁目6番7号	貸金業務、リース 業務、保証業務	2,400 百万円	79.53%
株式会社 エイ・ピー・アイ	静岡県沼津市小諏訪30番地の1	印刷業務	50 百万円	51.00%
スルガカード 株式会社	東京都中央区日本橋室町 一丁目7番1号	クレジットカード 業務	50 百万円	50.00%
スルガ・キャピタル 株式会社	静岡県沼津市大手町 五丁目6番7号	投資業務	200 百万円	50.00%
スルガコンピューター サービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	事務処理代行業務 システム開発業務	100 百万円	50.00%

- (注) 1 ダイレクトワン株式会社は、2020年4月1日を効力発生日とするスルガ・キャピタル株式会社の吸収分割により、スルガ・キャピタル株式会社のリース業務・保証業務を承継し、これに伴い、スルガ・キャピタル株式会社の主要業務は投資業務となりました。なお、吸収分割後の当社が有するダイレクトワン株式会社の議決権比率は79.53%となりました。
- 2 当社の連結子会社であったライフ ナビ パートナース株式会社は、事業譲渡により2020年5月1日に保険募集業務を終了し、同日付で「LNP株式会社」に商号変更後、2020年11月27日に清算いたしました。
- 3 当社の連結子会社であったSDP株式会社は、2020年4月1日を効力発生日としてダイレクトワン株式会社に吸収合併され、解散いたしました。
- 4 当社の連結子会社であった中部債権回収株式会社は、2021年3月23日に清算いたしました。
- 5 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

当社の連結子会社であったライフ ナビ パートナーズ株式会社は、2020年5月1日に事業譲渡し保険募集業務を終了しました。

なお、同社は事業譲渡と同日「LNP株式会社」に商号変更後、2020年11月27日に清算いたしました。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2020年度末現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職
有 國 三知男	取締役会長	—
野 島 廣 司	取締役副会長 (社外取締役)	株式会社ノジマ* 取締役兼代表執行役社長(CEO) アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役社長 ニフティ株式会社 取締役
嵯 峨 行 介	代表取締役社長	経営管理本部管掌
加 藤 広 亮	代表取締役副社長	CCO 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場 金融部管掌
堤 智 亮	常務取締役	審査本部・融資管理本部管掌
戸 谷 友 樹	取締役	営業本部・業務管理本部管掌
峯 村 悠 吾	取締役	総合企画本部管掌
松 田 清 人	取締役 (社外取締役)	S C S K株式会社* 社外取締役 株式会社ホットリンク* 社外取締役 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長
草 木 頼 幸	取締役 (社外取締役)	株式会社大和総研ホールディングス 顧問
野 下 え み	取締役 監査等委員 (社外取締役)	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員
行 方 洋 一	取締役 監査等委員 (社外取締役)	行方国際法律事務所 代表弁護士 LINE株式会社 社外監査役 LINE Pay株式会社 社外監査役
大 野 徹 也	取締役 監査等委員 (社外取締役)	プロアクト法律事務所 パートナー弁護士 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長兼事務局長
佐 竹 康 峰	取締役 監査等委員 (社外取締役)	—

(注) 1 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会事務局を設置し、執行部門からの独立性を確保した専任の使用人を配置しております。また、監査等委員会は、内部監査部門と緊密に連携し、内部統制システムを活用した組織監査を実施することから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

2 *印は上場会社

3 株式会社大和総研ホールディングスは2021年4月に会社統合により株式会社大和総研に社名変更致しました。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

1. 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

2. 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

3. 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経た上で、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与

の評価配分とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で取締役個人別の交付株式数を決議します。

4. 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

5. 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

6. 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの連結業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動(PerformanceShare)部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動(RestrictedStock)部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5割以上とします。

- ・業績連動 (Performance Share)
中期経営計画における財務目標であるRA業務粗利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。
- ・非業績連動 (Restricted Stock)
株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して、毎年、ユニットを付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。

7. 株式報酬の没収 (クローバック・マルス)

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項 (いわゆるクローバック条項、マルス条項) を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

8. 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、上記報酬ポリシーのとおり、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、代表取締役社長嵯峨行介が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額及び賞与に係る個別配分額の決定であります。

上記の権限を委任した理由は、事前に指名・報酬委員会の審議・答申を経ることにより決定プロセスの独立性及び客観性が確保されていることを前提として、業務執行を統括する代表取締役社長が、指名・報酬委員会の答申の範囲内において、当社全体の業績を俯瞰しつつ個々の業務執行取締役の目標達成度等の評価を実施することに最も適しているからであります。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員長及び委

員の過半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たことを確認し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度の取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該指名・報酬委員会は2020年度において10回以上開催しており、審議した報酬に関する主な内容としては以下のとおりです。

- ・役員退職慰労金制度廃止、株式報酬制度導入について
- ・取締役評価、賞与支給について
- ・報酬ポリシーについて

④ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報酬 等	報酬等の種類別の総額				
			基本 報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
取締役(監査等委員を除く)	9名	318	186	41	62	28	
(うち社外役員)	(3名)	(30)	(30)	(-)	(-)	(-)	
取締役(監査等委員)	4名	56	56	-	-	-	
(うち社外役員)	(4名)	(56)	(56)	(-)	(-)	(-)	

- (注) 1 「賞与」は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- 2 「株式報酬」は、当事業年度における事後交付型株式報酬及び役員退職慰労金に係る費用計上額を記載しております。当社は非金銭報酬として事後交付型株式報酬を導入しております。制度概要としては、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し非業績連動部分の固定ユニットと業績連動部分の業績連動ユニットを毎年付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。なお、業績指標としては当社の中期経営計画「Re:Start2025」第1フェーズにおける財務目標であるRA業務粗利益・OHR・自己資本比率を選択しております。本指標を選択した理由としては、株主の皆さまとの利害共有のために掲げている中期経営計画を重要視しているためです。2022年度の実績に応じて0~150%の範囲内で変動するため、実績については、2022年度の結果が把握でき次第、有価証券報告書に記載いたします。なお、2020年6月をもって、役員退職慰労金は制度廃止のうえ、株式報酬(非業績連動部分)に移行しており、役員退職慰労金の費用計上額は13百万円であります。
- 3 2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は4名)です。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
- 2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、第208期定時株主総会における決議とは別に取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権金額の上限を675百万円、交付等が行われる当社普通株式等の数の上限を1事業年度あたり800,000ユニット(1ユニットは当社普通株式1株)とする決議をいただいております。また、役員退職慰労金からの移行措置として付与されるユニットの原資として、150百万円を上限とする金銭報酬債権、300,000ユニットを上限とするユニット(1ユニットは当社普通株式1株)を別途付与する決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の員数は6名です。

(3) 責任限定契約

当社は、社外役員として有用な人財の招聘を継続的に行い、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、業務執行取締役等を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記7名の社外役員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容の概要
野 島 廣 司	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
松 田 清 人	
草 木 頼 幸	
野 下 え み	
行 方 洋 一	
大 野 徹 也	
佐 竹 康 峰	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
野島 廣司	株式会社ノジマ* 取締役兼代表執行役社長(CEO) アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役社長 ニフティ株式会社 取締役
松田 清人	S C S K株式会社* 社外取締役 株式会社ホットリンク* 社外取締役 トパーズ・キャピタル株式会社 取締役会長
草木 頼幸	株式会社大和総研ホールディングス 顧問
野下 えみ	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員
行方 洋一	行方国際法律事務所 代表弁護士 LINE株式会社 社外監査役 LINE Pay株式会社 社外監査役
大野 徹也	プロアクト法律事務所 パートナー弁護士 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会副委員長兼事務局長
佐竹 康峰	—

- (注) 1 株式会社ノジマは当社株式の18.49%を保有しており、アイ・ティー・エックス株式会社及びニフティ株式会社は同社の子会社であります。株式会社ノジマは、当社の筆頭株主であるとともに銀行法上の銀行主要株主であり、また、当社は、同社と資本業務提携契約を締結しておりますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。
- 2 当社と株式会社ホットリンクとの間には特別な関係はありません。当社はS C S K株式会社とシステムに関する業務委託取引等がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。また、松田清人氏は、トパーズ・キャピタル株式会社の取締役会長であり、当社と同社グループとの間には、金融業務に関するアドバイザー業務委託取引がございましたが、直前事業年度における当該企業グループの年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。
- 3 当社とふじ合同法律事務所及び東京簡易裁判所との間には特別な関係はありません。
- 4 当社と行方国際法律事務所及びLINE株式会社との間には特別な関係はありません。当社はLINE Pay株式会社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。
- 5 当社はプロアクト法律事務所との間に法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係がありますが、直前事業年度における当該企業の年間売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は2%未満であります。
- 6 当社と日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会との間には特別な関係はありません。
- 7 取締役松田清人氏、取締役草木頼幸氏、取締役(監査等委員)野下えみ氏、取締役(監査等委員)行方洋一氏及び取締役(監査等委員)佐竹康峰氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 8 株式会社大和総研ホールディングスは2021年4月1日に株式会社大和総研に会社統合により社名変更しております。
- 9 *印は上場会社であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 野島 廣司	9ヶ月	○取締役会 12回開催中11回出席	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かして活発に発言を行い、議論を深めることに大いに貢献しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に提言しております。
取締役 松田 清人	1年9ヶ月	○取締役会 18回開催中18回出席	金融機関経営に関する豊富な知識や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会において積極的な発言を行うとともに、経営の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として委員会運営を主体的に臨み、積極的に提言を行っております。
取締役 草木 頼幸	9ヶ月	○取締役会 12回開催中12回出席	証券業界での豊富な経営経験を活かした積極的な意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、積極的に提言しております。
取締役 監査等委員 野下 えみ	2年9ヶ月	○取締役会 18回開催中18回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	任意の指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に提言しております。また、法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益な発言を行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 行方 洋一	2年9ヶ月	○取締役会 18回開催中18回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	取締役会の議長を務め、的確に議事整理を行っております。また、金融法務や内部統制・コンプライアンスに関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益な発言を行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 大野 徹也	1年9ヶ月	○取締役会 18回開催中18回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	監査等委員会の委員長として円滑な運営を行っております。また、法務、リスク管理に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益な発言を行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 監査等委員 佐竹康峰	9ヶ月	○取締役会 12回開催中12回出席 ○監査等委員会 11回開催中11回出席	企業経営者や金融機関出身者として培われた豊富な経験や実績、幅広い知識と見識から、取締役会等において、経営全般や有価証券運用・市場リスク管理にわたる課題の指摘や提言などを行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。

(注) 野島廣司氏、草木頼幸氏及び佐竹康峰氏は、2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会・監査等委員会への出席状況は就任後の回数を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
報酬等の合計	7名	86	86	—	—	—	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000千株
	発行済株式の総数	232,139千株
	(うち自己株式)	490千株)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 36,241名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ノジマ	42,854	18.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,589	5.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,107	3.49
損害保険ジャパン株式会社	7,429	3.20
明治安田生命保険相互会社	7,351	3.17
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401	2.33
CDSIDAC-MERIAN GLOBAL INVESTORS SERIES PLC	3,234	1.39
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2,911	1.25
JPモルガン証券株式会社	2,694	1.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	2,651	1.14

(注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 根津 昌史	157	—
指定有限責任社員 森重 俊寛		
指定有限責任社員 山田 修		

- (注) 1 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は174百万円であります。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。
- 4 当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が23百万円あります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針（内部統制システム構築の基本方針）を次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令並びに定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えております。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを半年毎に策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図っております。
- ②役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図っております。
- ③取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線及び第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」(第1線の営業店、第2線の審査本部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第3線の内部監査部)の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視しております。
 - 1) 支店長をはじめとする営業店等(第1線)のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させております。
 - 2) リスクに対する監視を行う管理部門(第2線)は、独立した立場から、営業店等(第1線)の自律的なリスク管理を支援・牽制しております。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理しております。
 - 3) 社長直轄の内部監査部(第3線)が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査しております。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めてまいります。
- ④コンプライアンス体制を抜本的に見直し、再構築することを目的に、委員長を外部弁護士とする「コンプライアンス体制再構築委員会」を設置しております。また、業務執行取締役及び執行役員が構成員の中心であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項を審議しております。コンプライアンス体制再構築委員会は、コンプライアンス委員会の運用状況のモニタリングを継続し、必要に応じて提言等を行っております。

- ⑤コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてCCO（Chief Compliance Officer）を設置しております。
- ⑥役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
- ⑦社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならず、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させております。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにCCOに報告いたします。CCOは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底しております。
- ⑧内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置しております。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはCCOに対して通報内容等を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行うことができます。
- ⑨法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対処を行っております。
- ⑩健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理しております。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求めることができる体制としております。
- ②情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置しております。また、各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク等の個別のリスクを管

理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。

- ②収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理を適切に行っております。
- ③融資審査管理態勢については、第1線の営業店、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築しております。営業店のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の責任を負う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制としています。信用リスク管理の第2線となる審査本部は、営業部門からの威圧的言動があった場合に審査本部長がコンプライアンス委員会に報告する手続の導入や威圧的言動の状況を定期的に取り締役に報告するなど営業部門からの圧力を排除・防止し、審査の独立性を確保する体制を整備・運用しております。
- ④審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行っております。
- ⑤重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、取締役会の了承を得ております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しております。
- ⑥内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化しております。内部監査の状況を定期的に社長に報告するほか、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会と情報を共有しております。重要な発見事項については、直ちに、社長、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部の報告を受けた社長は、定期的にその内容を取り締役に報告しております。
- ⑦取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備しております。
- ⑧災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①業務執行取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行っております。業務執行会議の議題、資料は全ての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月1回取締役会に報告しております。
- ②執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。
- ③社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。

- ④取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備しております。
- ⑤取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を策定し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督しております。
- ⑥取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行っております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視しております。
- ②連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備しております。
- ③内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用しております。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制としております。
- ④当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築しております。
- ⑤当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用しております。
- ⑥当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置いております。
- ②監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ることとしております。
- ③内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けないこととしております。
- ④内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た

うえで行います。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
- ② 当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。
- ④ 監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができます。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査の監査結果について、連結子会社等の所管部署から報告を受けることとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努めております。
- ② 監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得る体制としております。
- ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行うこととしております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力への対応に関する規程等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行っております。

- ②コンプライアンス統括部が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML/CFTにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保するよう配慮しております。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社はコンプライアンス憲章の実践活動を当社のコンプライアンスとして定義すること並びにコンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理を経営上の最重要課題であることをコンプライアンス規程に定めるとともに、各部店はコンプライアンス憲章の「実践活動宣言」を策定し、その実践に努めました。
- ・コンプライアンス憲章の理解・浸透・実践を図るため、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理にかかる具体的行動計画としてコンプライアンス・プログラムを半期毎に策定するとともに、所属長を補佐するコンプライアンス・リーダーを全部店へ配置し、コンプライアンス統括部内にコンプライアンス・リーダーの活動を支援する、コンプライアンス・エリアサポーターを配置し、各部店の自律的なリスク管理の支援・牽制に努めました。また、営業店等のリスクを可視化できるリスクマップ作業ツールを営業店等に展開し、リスク対応力向上を図っております。
- ・内部監査部門は、業務執行ラインから独立した組織として、組織活動の有効性等についての客観的・独立的なアシュアランス・コンサルティングを提供するため、リスクアセスメントに基づくリスクベース監査を実施しております。営業店等監査においては、所属長の内部統制活動を検証するための総合監査（27支店）及び日常の牽制活動を検証する機動監査（86支店）を実施しました。本部等監査においては、年次の内部監査計画に基づき、不祥事防止状況等のテーマ別監査及び第2線である各本部の内部統制活動を検証する部署別監査を実施しました。
- ・コンプライアンス体制再構築委員会を15回開催し、再構築したコンプライアンス体制の運用のフォローアップ及びモニタリング等を行いました。委員からはコンプライアンス体制再構築のための改善策は講じられており、今後はコンプライアンス委員会による現在の取組みを継続していけばよく、コンプライアンス体制再構築委員会の任務は完了したとの評価をいただいております。
- ・CCOを委員長とするコンプライアンス委員会は15回開催し、自律的な運用により適切な審議・報告が行われ、報告されたリスク情報等について、四半期毎に取締役会に報告しております。
- ・法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒審査委員会で処分内容を審議しております。
- ・全社員向け継続研修を半期毎に開催し、健全な企業文化を醸成するため、融資業務や法令等遵守に関する基本ルール、各部署における取組み状況、最近の傾向と対策等について、役員自らが講義するなど、コンプライアンス憲章の社員の浸透に努めました。
- ・社員の評価においては、半期の業績への貢献度を「業績評価」、中長期の社員の成長度

を「人事評価」とする評価制度を導入しました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。取締役会議事録については、法定の備置期限である10年を超えた永年保管としております。また、業務執行会議や各種リスク委員会等の業務執行に係る重要な会議の議事録については、社内規程等を遵守し、厳格に保存・管理しております。
- ・セキュリティリスク・ポリシーに基づき、情報の管理が有効に機能する体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する各種社内規程等に基づき、ALM委員会を10回、信用リスク委員会、システムリスク委員会を各12回、業務リスク委員会を6回開催し、リスクの個別管理を行うとともに、銀行業務に関わるすべてのリスクを管理する統合リスク管理委員会を12回開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。これらの委員会の審議及び報告された事項は、速やかに業務執行会議に報告し、重要な事項については取締役会において審議しております。
- ・取締役会はリスクアペタイト・ステートメントを策定し、全社レベル及びリスク・カテゴリーごとに「基本方針」及び「リスクリミット」について明確化・可視化しリスク管理の強化に努めました。
- ・内部監査部は、監査等委員会との連携を強化するため、内部監査結果を報告し、意見交換する機会を15回設けました。また、四半期毎に取締役会へ監査結果を報告しているほか、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しています。
- ・コロナウイルス感染症への対応については、社長を本部長とする防災対策本部を設置し、当社方針を策定し、感染拡大防止に努めました。また、自然災害等の不測の事態に備え、半期に1度、防災訓練週間を設けて訓練を実施し、業務継続体制の向上に努めました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・取締役の職務執行の効率性を確保するため、常勤取締役及び執行役員で構成された業務執行会議を21回開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行っております。また、中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会へ報告しています。
- ・指名・報酬委員会は取締役等の指名・報酬等の重要な事項について、取締役会の諮問を受けて審議し、その結果を取締役会へ勧告しております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループの全役職員に、コンプライアンス憲章の携行カードを配布し、コンプライアンス憲章の浸透に努めました。
- ・連結子会社等の業務の適正を確保するため、「連結子会社等管理規程」等に基づき、グループ全体の経営管理を適切に行う体制を構築しております。
- ・連結子会社等のリスク管理状況を把握するため、当社内部監査部による連結子会社等のリスクアセスメントに基づく監査を実施しております。
- ・当社及び連結子会社等の社員等が、コンプライアンス上の問題について、コンプライアンス統括部や外部の法律事務所等に相談・報告できる内部通報窓口を整備し、運用しております。なお、当社の内部通報窓口は2020年10月に内部通報制度認証の登録を受けております。
- ・財務報告に係る内部統制については「財務報告に係る内部統制評価規程」等に基づき、グループ全体の内部統制状況の適切な評価を実施しました。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人として、監査等委員会事務局に監査等委員会補助者を配置しております。当該監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令を遵守することにより、監査等委員会の職務の遂行を適切に補助しました。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社及び連結子会社等の取締役並びに使用人等が、「監査等委員会に対する報告規程」及び「コンプライアンスヘルプライン規程」に基づき、監査等委員会に報告を行う体制とするとともに、監査等委員会への報告者が通報等を行ったことを理由に不利益とならないよう適切な対応を行いました。
- ・監査等委員会は、連結子会社の取締役及び監査役等と年2回の連携会議を実施しているほか、業務執行会議や各種リスク委員会等の重要な会議に出席し、当社及び連結子会社等の重要なリスク等の把握に努めています。
- ・当期において監査等委員会は連結子会社3社への監査を実施し、課題等について取締役会へ報告・提言しています。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について

生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人より随時報告を受けるとともに内部監査部及びコンプライアンス統括部との連携会議を年2回実施しております。加えて、定期的に代表取締役と意見交換会を開催しております。
- ・ 監査等委員会は、監査等委員の業務が円滑に遂行できるよう、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ております。
- ・ 監査等委員の職務の執行に係る費用については、監査等委員の請求に応じて速やかに支払っております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ・ 当社は、反社会的勢力との関係について、銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断、排除すること等を基本方針とし、公表しております。
- ・ コンプライアンス統括部AML/CFT対策室を反社会的勢力に関する情報管理の所管部署として、情報収集及び分析、外部専門機関との連携を行っており、反社会的勢力への対応強化に努めております。また、営業店には不当要求防止責任者を配置するとともに、最寄りの警察署等との連携を強化し、反社会的勢力の排除の推進と安全性の確保に努めています。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがある場合は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、業績の状況により内部留保とのバランスを考慮しつつ、中期経営計画を踏まえて安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	953,932	預 金	3,245,940
コールローン及び買入手形	19,000	外 国 為 替	5
商 品 有 価 証 券	103	そ の 他 負 債	14,754
金 銭 の 信 託	99	賞 与 引 当 金	492
有 価 証 券	267,346	役 員 賞 与 引 当 金	41
貸 出 金	2,319,560	退 職 給 付 に 係 る 負 債	272
外 国 為 替	3,324	株 式 報 酬 引 当 金	183
リース債権及びリース投資資産	5,507	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	305
そ の 他 資 産	49,084	偶 発 損 失 引 当 金	89
有 形 固 定 資 産	34,689	繰 延 税 金 負 債	994
建 物	9,963	支 払 承 諾	1,565
土 地	21,372	負 債 の 部 合 計	3,264,644
リ ー ス 資 産	38	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	1,029	資 本 金	30,043
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,284	資 本 剰 余 金	2,045
無 形 固 定 資 産	20,439	利 益 剰 余 金	238,863
ソ フ ト ウ ェ ア	17,599	自 己 株 式	△561
の れ ん	1,424	株 主 資 本 合 計	270,391
リ ー ス 資 産	14	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,954
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1,032	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△20
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	369	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	6,341
退 職 給 付 に 係 る 資 産	22,442	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	15,274
繰 延 税 金 資 産	11,331	非 支 配 株 主 持 分	104
支 払 承 諾 見 返	1,565	純 資 産 の 部 合 計	285,770
貸 倒 引 当 金	△158,011	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,550,415
資 産 の 部 合 計	3,550,415		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		99,791
資金運用収益	83,163	
貸出金利息	81,223	
有価証券利息配当金	1,111	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	805	
その他の受入利息	22	
役員取引等収益	8,593	
その他の業務収益	4,727	
国債等債券売却益	604	
国債等債券償還益	912	
その他の業務収益	3,210	
その他の経常収益	3,307	
償却債権取立益	2,170	
株式等売却益	69	
その他の経常収益	1,067	
経常費用		76,677
資金調達費用	1,563	
預金利息	1,486	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	0	
その他の支払利息	77	
役員取引等費用	11,943	
その他の業務費用	3,408	
国債等債券売却損	150	
国債等債券償還損	308	
その他の業務費用	2,949	

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 経 費	43,494	
そ の 他 経 常 費 用	16,266	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,213	
貸 出 金 償 却	5,171	
株 式 等 償 却	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	7,881	
経 常 利 益		23,113
特 別 利 益		670
固 定 資 産 処 分 益	670	
特 別 損 失		1,012
固 定 資 産 処 分 損 失	444	
減 損	568	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		22,772
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	186	
法 人 税 等 調 整 額	1,158	
法 人 税 等 合 計		1,344
当 期 純 利 益		21,427
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△6
親会社株主に帰属する当期純利益		21,433

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 預 金	預 け	953,210	預 金	3,250,483	
現 預 け		30,479	当 座 預 金	66,691	
コ ー 口 一		922,730	普 通 預 金	1,280,068	
商 品 有 価 一		19,000	貯 蓄 預 金	13,592	
商 品 品 地 国		14	通 定 預 金	15,309	
商 品 地 方		88	そ の 他 の 預 金	1,800,727	
金 銭 の 信 託		99	外 国 為 替	74,092	
有 価 証 券		270,439	売 渡 外 国 為 替	5	
地 方 債 券		114,386	未 払 外 国 為 替	3	
株 式 債 券		4,706	そ の 他 の 負 債	9,091	
そ の 他 の 証 券		25,074	未 前 払 受 取 費	3,235	
貸 出 の 証 金		126,272	従 業 員 預 り	64	
割 引 手 賃 形		2,310,982	り 金 務	727	
手 引 形 付		1,414	融 派 生 商 品	233	
証 書 座 越 替		11,333	融 の 他 の 負 債	213	
外 国 為 預 け		2,108,722	賞 役 員 賞 与 引 当 金	4,616	
外 取 立 外 国 店 預 為 替		189,512	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	449	
そ の 他 の 資 産		3,324	偶 発 損 失 引 当 金	41	
前 未 払 取 収 費 収		2,086	株 式 報 酬 引 当 金	183	
そ の 他 の 商 品 産 産		1,237	偶 発 損 失 引 当 金	305	
有 形 固 定 資 産		41,444	支 払 承 諾	89	
建 土 地 産 産		1,552	負 債 の 部 合 計	1,565	
建 設 仮 勘 定 資 産		6,305	(純 資 産 の 部)	3,262,214	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		11	資 本 剰 余 金	30,043	
無 形 固 定 資 産		33,575	資 本 剰 余 金	18,589	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 資 産		33,682	そ の 他 資 本 剰 余 金	18,585	
前 繰 延 税 金 費 用 産 返 金		9,457	利 益 剰 余 金	3	
支 払 倒 引 当 金		21,011	利 益 準 備 金	209,899	
資 産 の 部 合 計		214	そ の 他 利 益 剰 余 金	30,043	
		1,029	(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	179,856	
		1,969	(別 途 積 立 金)	59	
		18,712	(繰 越 利 益 剰 余 金)	103,032	
		17,321	自 己 株 式	76,764	
		1,027	株 主 資 本 合 計	△561	
		363	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	257,970	
		13,357	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7,211	
		13,284	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△20	
		1,565	純 資 産 の 部 合 計	265,162	
		△151,831	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,527,376	
		3,527,376			

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		89,217
資	金 運 用 収 益	77,369	
	貸 出 金 利 息	75,476	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,065	
	コ ー ル 口 一 ン 利 息	0	
	預 け 金 利 息	805	
	そ の 他 の 受 入 利 息	22	
信 役	託 報 酬	0	
	務 取 引 等 収 益	7,492	
	受 入 為 替 手 数 料	1,971	
	そ の 他 の 役 務 収 益	5,521	
そ の 他	業 務 収 益	1,557	
	外 国 為 替 売 買 益	40	
	国 債 等 債 券 売 却 益	604	
	国 債 等 債 券 償 還 益	912	
そ の 他	経 常 収 益	2,797	
	償 却 債 権 取 立 益	1,957	
	株 式 等 売 却 益	69	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	31	
	そ の 他 の 経 常 収 益	739	
経	常 費 用		69,234
資	金 調 達 費 用	1,563	
	預 金 利 息	1,486	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	3	
	そ の 他 の 支 払 利 息	72	
役 務	取 引 等 費 用	11,860	
	支 払 為 替 手 数 料	775	
	そ の 他 の 役 務 費 用	11,085	
そ の 他	業 務 費 用	460	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	1	
	国 債 等 債 券 売 却 損	150	
	国 債 等 債 券 償 還 損	308	

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 の 他 の 経 常 費 用		40,414	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		14,935	
貸 出 金 等		5,171	
株 式 の 他 の 経 常 費 用		4,888	
		0	
		4,875	
経 常 利 益			19,982
特 別 利 益			670
固 定 資 産 処 分 益		670	
特 別 損 失			967
固 定 資 産 処 分 損 失		429	
		537	
税 引 前 当 期 純 利 益			19,686
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		72	
法 人 税 、 住 民 税 等 調 整		672	
法 人 税 等 合 計			744
当 期 純 利 益			18,941

会計監査人の連結計算書類監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津昌史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第210期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第210期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、企業理念の実現に向けたコンプライアンス憲章の浸透及び実践状況の監査等を重点監査項目に設定し、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、企業文化改革委員会及び業務執行会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社は、投資用不動産融資に係る不祥事等により金融庁から行政処分を受け、2018年11月30日に業務改善計画書を提出しております。また、不祥事の再発防止及び社会からの信頼回復に向け、企業理念及びコンプライアンス憲章を新たに制定するとともに、2025年度までの中期経営計画を策定いたしました。監査等委員会は、全役職員が一丸となって、業務改善計画の着実な遂行及びコンプライアンス憲章の実践によりコンプライアンスとお客さま本位の業務運営を徹底し、中期経営計画の推進と企業理念の実現に向け取り組んでいることを確認しております。監査等委員会としては、企業理念の実現に向けた取締役会の対応と今後の進捗を引き続き監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

スルガ銀行株式会社 監査等委員会

監査等委員 大野 徹也 ㊟

監査等委員 野下 えみ ㊟

監査等委員 行方 洋一 ㊟

監査等委員 佐竹 康峰 ㊟

(注) 監査等委員 大野徹也、野下えみ、行方洋一及び佐竹康峰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内

会場：静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサヴェルデ 1階
コンベンションホールA

最寄り駅のご案内

JR沼津駅北口より徒歩約3分

新幹線は三島駅にて東海道本線に乗換え、沼津駅下車でございます。



ご注意

- 駐車場のスペースに限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 施設への入館は、午前8時30分からとなります。